

## みどりの食料システム法に基づく県基本計画の策定について

## 1. 基本計画の法的位置づけ

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下、「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づく基本計画として、「仮称 滋賀県みどりの食料システム基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定する。

## 2. 基本計画策定の考え方

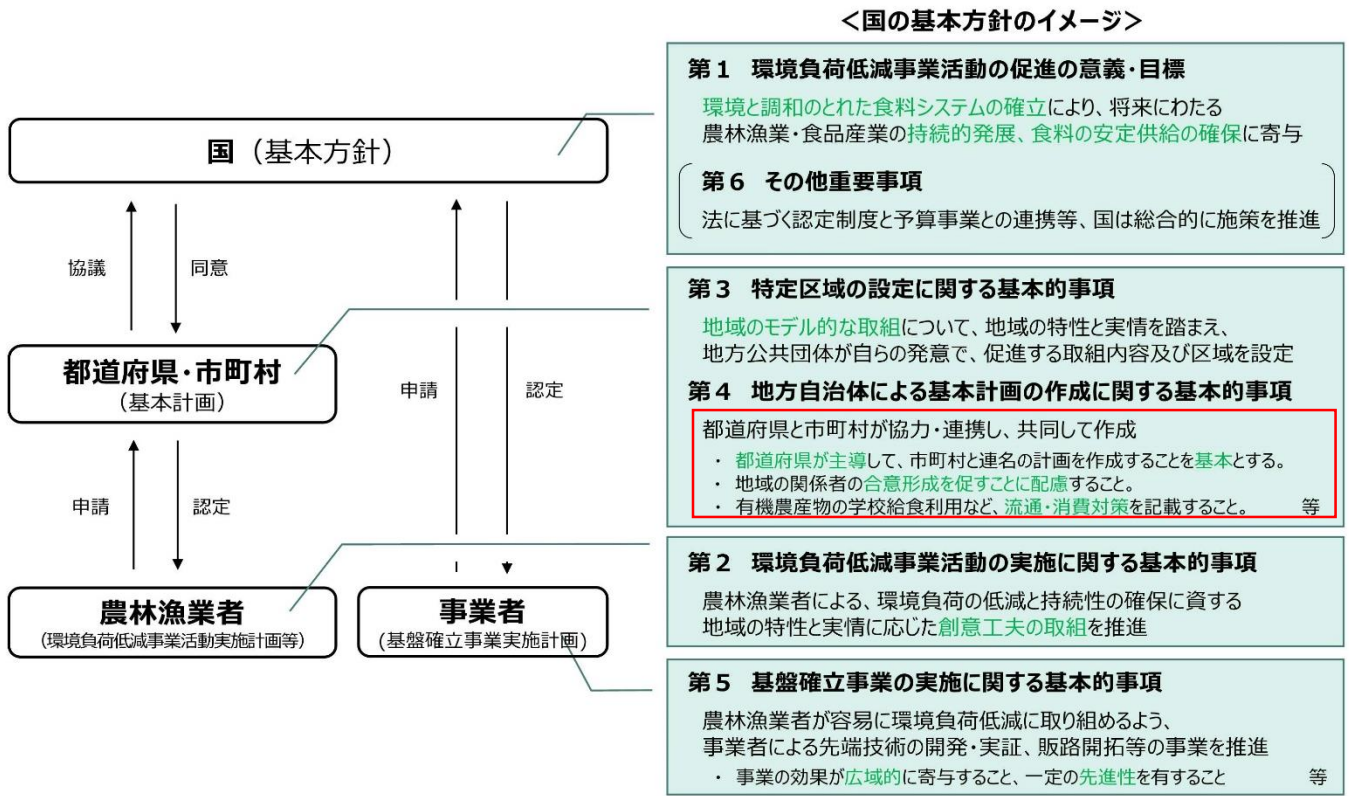
- ・ 県が主導し全市町連名で基本計画を策定する。
- ・ 既存計画である「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（平成31年（2019年）3月策定）」ならびに「みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画（令和4年（2022年）3月策定）」の2計画を活用する。
- ・ 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画は改定のタイミングとなるため、現計画で一旦策定し、改定後に基本計画を変更する。
- ・ 特定区域については、基本計画策定後に市町の要望があれば設定する。

## 3. 策定スケジュール

日程	内容
7月1日	みどりの食料システム法 施行
7月11日～8月9日	国の基本方針等パブリックコメント実施
8月30日	基本計画の策定について市町説明会開催（基本計画素案説明）
8月30日～9月9日	基本計画（素案）について市町より意見照会
9月20日	滋賀県環境こだわり農業審議会にて基本計画（素案）を説明
9月中	国の基本方針策定（公表） ※告示・事務処理要領・申請書様式、税制ガイドライン等も併せて公表
10月6日	基本計画の策定について（常任委員会報告）
10月上旬	基本計画について市町と協議
10月中旬	基本計画について国と協議
10月下旬	基本計画策定 生産者の認定受付開始（環境負荷低減事業活動実施計画等）

## <参考資料>

### ○計画認定制度の枠組み（国「みどりの食料システム法の認定制度等について」より）



### ○基本計画のイメージ（国「みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成等の手引き」より）

